

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策
- ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策
- ② 農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

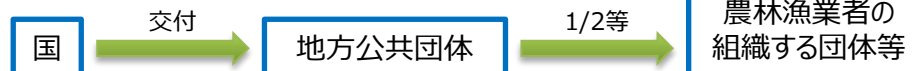
- ① 山村活性化対策
- ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



<事業イメージ>

普及啓発

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

※本資料は、平成31年度政府予算原案に基づいて整理したものであるため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ることに御留意ください。

○農福連携は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し社会参画を促す取組であり、農福連携の推進により、農業の振興と農村の維持・発展、障害者の自立を図り、障害者と健常者のお互いが尊重し合う持続可能な共生社会をめざしている。

社会福祉法人等が福祉農園を整備するための支援 ※下線部は平成31年度拡充内容
 ○事業実施主体：社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等
 ○支援対象：障害者、生活困窮者、高齢者（要介護認定者）

農業経営体が障害者等を受け入れるための支援
 ○事業実施主体：地域協議会
 ○支援対象：障害者、生活困窮者

○福祉農園（休憩所、農機具庫、給水施設等の附帯施設含む）の新設、補修又は改修、加工・販売施設の整備を支援。
 ○事業期間：1年間 ○交付率：1/2
 ○助成額上限額 ①簡易整備型：200万円 ②高度営農型：500万円
 ③6次産業導入型：1,000万円 ④介護・機能維持型：400万円

○農業経営体が自社農園で障害者や生活困窮者を受け入れる際に必要となる施設（休憩所、トイレ等）の整備を支援。
 ○事業期間：1年間 ○交付率：1/2（助成額上限50万円）

農福連携整備事業（ハード対策）



福祉農園（水耕栽培ハウス）



附帯施設（農機具庫）



加工処理施設



休憩所の整備



トイレの整備

農福連携支援事業（ソフト対策）

○福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修、分業体制の構築、作業手順のマニュアル作成等を支援（新たに水福・林福連携の取組を支援）。
 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額（助成額上限150万円）

○就農等を希望する障害者や生活困窮者を農業経営体が受入れて研修を行う取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組を支援。
 ○事業実施期間：2年間
 ○交付率：定額（助成上限額：200万円）



農産加工の実践研修



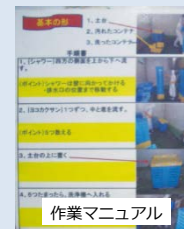
牡蠣養殖籠の補修



木工技術の習得



栽培技術習得研修



作業マニュアル

農福連携人材育成支援事業

1. 農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業
 ・農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材（農業版ジョブコーチ）の育成及び派遣を行う取組を支援。
 2. 施設外就労コーディネーター育成支援事業
 ・障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）の育成を行う取組を支援。

○事業実施主体：社会福祉法人、民間企業等 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額（1、2とも助成上限額は400万円）



施設外就労（柿の収穫）

普及啓発等推進対策事業

○農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組及び農福連携の推進に係る調査・研究を支援。
 ○事業実施主体：民間企業等 ○事業期間：1年間 ○交付率：定額

農山漁村振興交付金（農福連携対策）問い合わせ先

【応募者の取組地域が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（内線5445）

FAX：03-3595-6340

農福連携整備事業、農福連携支援事業

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/190201_8.html

農福連携人材育成支援事業

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/190201_9.html

【応募者の取組地域が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

TEL：022-263-1111（内線4065）

FAX：022-216-4287

農福連携整備事業、農福連携支援事業

http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/nousangyoson/noufuku_31koubo_renkeisei_bi.html

農福連携人材育成支援事業

http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/nousangyoson/noufuku_31koubo_jinzaiiku_sei.html

【応募者の取組地域が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

TEL：048-600-0600（内線3407、3402）

FAX：048-740-0082

農福連携整備事業、農福連携支援事業

<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/nouhuku3101.html>

農福連携人材育成支援事業

<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/nouhuku3102.html>

【応募者の取組地域が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

TEL：076-263-2161（内線3425）

FAX：076-263-0256

農福連携整備事業、農福連携支援事業、農福連携人材育成支援事業

http://www.maff.go.jp/hokuriku/rural/kasseika/noufuku_renkei.html

【応募者の取組地域が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL：052-201-7271（内線2514、2519）

FAX：052-220-1681

農福連携整備事業、農福連携支援事業、農福連携人材育成支援事業

http://www.maff.go.jp/tokai/noson/keikaku/shinko/20190201_2.html

【応募者の取組地域が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

TEL：075-414-9051（内線 2421、2417）

FAX：075-451-3965

農福連携整備事業、農福連携支援事業

http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kyousei/koubo_31_1.html

農福連携人材育成支援事業

http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kyousei/31_1_koubo_noufuku_jinzai.html

【応募者の取組地域が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

TEL：086-224-4511（内線 2521、2522）

FAX：086-227-6659

農福連携整備事業、農福連携支援事業、農福連携人材育成支援事業

<http://www.maff.go.jp/chushi/green/nousangyoson/31koubo.html>

【応募者の取組地域が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1

TEL：096-211-9111（内線 4616、4611）

FAX：096-211-9812

農福連携整備事業、農福連携支援事業、農福連携人材育成支援事業

http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku_H31koubo.html

【応募者の取組地域が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

TEL：098-866-0031（内線 83336、83323）

FAX：098-860-1194

農福連携整備事業、農福連携支援事業、農福連携人材育成支援事業

http://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Nousui/nouson/nns_info/190201_1/190201_1.pdf?la=ja-JP&hash=EF6C96516795F3AD85122CA2A45F3DDE16937841